

証券コード 6946
平成21年6月9日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目1番5号
日本アビオニクス株式会社
代表取締役 鈴木 俊 一

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第59期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名および補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.avio.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、平成20年9月の米国大手金融機関の破綻をきっかけとする世界的な金融不安とそれに伴う世界同時不況の発生により、これまで日本経済を牽引していた自動車産業をはじめとする多くの企業の業績が急激に悪化し、経済危機といえるような非常に厳しい経営環境となりました。

当社グループの関連するエレクトロニクス業界におきましては、世界的な需要の減少、デジタル民生機器の価格競争激化に伴う単価の下落、企業収益の悪化による民間設備投資の抑制等の影響により非常に厳しい状況となりました。

このような状況の中で当社グループは、新市場創造に向けて、デジカメサイズで携帯性と操作性に優れた赤外線サーモグラフィ装置「サーモショットF-30シリーズ」や正面以外の場所でも投映可能なプロジェクタ「iP-65シリーズ」などの新製品を発売しました。

また、急速に経済環境が悪化する中で売上を確保すべく新製品の拡販に努めるとともに販売店と連携して新市場の開拓、既存市場の深耕を行いました。

しかしながら、民需製品においては、経済環境の悪化による影響を補うことができず、また情報システム製品が大型プロジェクトの端境期であることから当期における業績は、受注高が291億91百万円（前期比16.1%減）、売上高は283億92百万円（前期比21.9%減）となりました。なお、期末受注残高は114億20百万円（前期比7.5%増）であります。

損益に関しましては、役員報酬や従業員給与等の減額、一時帰休の実施等の固定費の削減や資材費の削減等を全社一丸となって推進したものの、経済悪化に伴う売上減少による影響を補えず5億55百万円の経常損失となり、今後成長が望めない事業から撤退することによる事業構造改革損失等の特別損失を8億42百万円計上したことから16億68百万円の当期純損失となりました。

これらの状況を鑑みまして、まことに遺憾ながら、期末配当につきましては無配とさせていただきます。ご了承ください。

(2) 部門別の事業の概況

情報システム部門

情報システム製品については、受注は増加したものの、売上は大型プロジェクトの端境期のため減少しました。

この部門の当期の受注高は153億72百万円（前期比3.0%増）、売上高は126億54百万円（前期比27.4%減）であります。

電子装置部門

電子装置製品については、世界同時不況の影響による民間設備投資の抑制や価格競争の激化などにより受注、売上とも減少しました。

この部門の当期の受注高は81億83百万円（前期比25.5%減）、売上高は86億54百万円（前期比19.7%減）であります。

製造装置部門

製造装置製品については、プリント配線板は半導体試験装置市場向けの需要低迷が続いた影響から受注、売上とも低調に推移しました。

製造・検査機器は、特に電子部品製造用接合装置が上半期はアジア向けの輸出を中心に好調であったものの、下半期に入り一転、電子部品の需要低迷の影響を受け大きく減少したことから受注、売上とも減少しました。

この部門の当期の受注高は56億36百万円（前期比36.6%減）、売上高は70億84百万円（前期比13.2%減）であります。

(3) 設備投資の状況

当期は、情報システム製品用生産設備の増強などに総額4億60百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当社は、安定した運転資金の確保を目的として主要取引金融機関から長期借入金の借入を実施いたしました。

また、運転資金の機動的な資金調達を行うために主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

(5) 吸収分割の状況

平成20年4月1日付で当社が有していた赤外線事業を分割しNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社へ承継いたしました。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、日本政府のさまざまな経済対策の効果が期待されるものの、世界経済の先行き不安、企業収益の大幅な悪化とそれに伴う設備投資の抑制等により予断を許さない状況が続くものと思われま

す。このような状況の中で、当社グループといたしましては、次の諸施策により、業績の向上に向けて全社一丸となって邁進する所存であります。

- ① 経済環境が好転しなくとも着実に収益が確保できる体制の構築を目指し、現下の不況を乗り切るために下半期に実行した人件費を含む緊急固定費削減対策を次期においても当面継続することとし、次の施策の不断の実行により、売上の変動に強い企業体質への転換に取り組んでまいります。
 - ・業務プロセス改革による効率の向上
 - ・あらゆる費用の徹底的な削減
 - ・資材費の徹底的な削減による製造原価の低減
 - ・不採算製品の見直し
- ② 当社グループの基盤事業である情報システム製品は、当社独自技術の提供により既存市場を堅持しつつ、今後成長が望める航空宇宙分野での売上の拡大を目指してまいります。
- ③ 戦略成長事業においては、「市場創造型企業」への転換に向けて既存製品のアプリケーション拡大による新たな市場の開拓、新市場を創造し得る新製品の開発等を進め、その実現に必要なアライアンスも含めて着実に実行してまいります。
 - ・赤外線機器では、既存市場に加えセキュリティ、環境等の新市場への参入を加速するとともに新製品の開発、コンサルティングの強化などにより新たな市場の創造とグローバルシェアのさらなる獲得を目指してまいります。
 - ・接合・検査装置では、成長が見込まれる太陽電池等の環境対応市場やMEMS^{注)}市場へ当社独自技術の提案とソリューションの提供により進出を加速してまいります。

注) MEMS (Micro Electro Mechanical Systems) とは、半導体プロセス技術を用いて、シリコンウェーハに数ミクロン～数百ミクロンのメカニカルな機構を形成するもので、加速度センサ、ジャイロセンサ、DMD (Digital Micromirror Device) などに応用されています。

(7) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成17年度 (第56期)	平成18年度 (第57期)	平成19年度 (第58期)	平成20年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	27,857	34,717	34,794	29,191
売 上 高(百万円)	30,253	35,640	36,359	28,392
経 常 損 益(百万円)	1,270	1,540	1,259	△ 555
当期純損益(百万円)	2,935	1,182	350	△ 1,668
1株当たり当期純損益(円)	102.26	40.95	11.91	△ 59.03
総 資 産(百万円)	31,469	35,609	33,074	31,035
純 資 産(百万円)	11,140	10,153	9,002	7,149
1株当たり純資産額(円)	250.95	283.97	289.66	224.65

(注) 1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成17年度 (第56期)	平成18年度 (第57期)	平成19年度 (第58期)	平成20年度 (当 期)
受 注 高(百万円)	27,366	28,819	28,478	23,132
売 上 高(百万円)	29,810	29,751	30,119	21,923
経 常 損 益(百万円)	1,081	1,103	1,066	△ 43
当期純損益(百万円)	2,727	933	428	△ 1,090
1株当たり当期純損益(円)	94.90	32.13	14.68	△ 38.59
総 資 産(百万円)	30,587	32,582	30,415	29,769
純 資 産(百万円)	10,844	9,608	8,535	7,260
1株当たり純資産額(円)	240.50	264.70	273.16	228.58

(注) 1株当たり当期純損益および1株当たり純資産額は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に基づき算定しております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	当社株式の議決権比率	関係内容
日本電気株式会社	50.23%	当社は同社に対して、情報システム製品等を納入しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
山梨アビオニクス株式会社	450百万円	100%	プリント配線板の製造
福島アビオニクス株式会社	450	100	ハイブリッドICおよび電子装置製品等の製造
日本アビオニクス販売株式会社	70	100	電子装置製品の販売
NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社	342	100	赤外線機器、工業計測機器の製造、販売

(注) NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社は、平成20年4月1日付でNEC三栄株式会社から商号を変更いたしました。

③ 重要な技術提携等の状況

主要な技術提携の相手先は、レイセオン・カンパニー（米国）およびロッキード・マーチン・コーポレーション（米国）であり、各種情報システム製品に関する技術導入契約を締結しております。

(9) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

部門	主要製品
情報システム部門	誘導・搭載関連装置、表示・音響関連装置、指揮・統制関連装置、ハイブリッドIC
電子装置部門	映像機器、赤外線機器、情報端末機器、工業計測機器
製造装置部門	製造・検査機器、プリント配線板

(10) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 品 川 区
府 中 支 店	東 京 都 府 中 市
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市
福 岡 支 店	福 岡 県 福 岡 市
甲 府 営 業 所	山 梨 県 南 ア ル プ ス 市
行 田 営 業 所	埼 玉 県 鴻 巣 市
横 浜 事 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市
相 模 事 業 所	神 奈 川 県 高 座 郡

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
山梨アビオニクス株式会社	山梨県南アルプス市
福島アビオニクス株式会社	福島県郡山市
日本アビオニクス販売株式会社	東京都品川区
NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社	東京都品川区

(注) NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社は、平成20年4月1日付で本社を東京都品川区へ変更いたしました。

(11) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
男	名 1,091	名 53
女	208	△ 8
合 計	1,299	45

(注) 使用人数は就業人員を表示しております。

② 当社の使用人の状況

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	名 614	名 △23	才 44.7	年 20.8
女	101	△16	39.4	11.6
合計または平均	715	△39	43.9	19.5

(注) 使用人数は就業人員を表示しております。

(12) 主要な借入先 (平成21年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	百万円 3,719
住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,787
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,214
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	1,608

2. 会社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

普通株式 76,000,000株

第1種優先株式 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,100,000株

普通株式 28,300,000株

第1種優先株式 800,000株

(3) 株主数 普通株式 3,863名

第1種優先株式 1名

(注) 第1種優先株式は、日本電気株式会社が全株所有しております。

(4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主 (普通株式)

株 主 名	持 株 数
日 本 電 気 株 式 会 社	14,151,000株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役 執行役員社長	鈴木 俊 一	経営全般および業務運営の総括 NEC A v i o 赤外線テクノロジー株式会社 代表取締役社長
取締 役員 執行役員専務	井 田 敏	営業本部担当
取締 役員 執行役員常務	根 来 周 三	情報システム事業担当
取締 役員 執行役員常務	鈴木 延 男	ソリューション・プロダクツ事業部担当 特命プロジェクトの総括 山梨アビオニクス株式会社代表取締役社長
取締 役員 執行役員	石 川 俊 樹	事業支援本部担当および人事に関する事項 事業支援本部長
取締 役員	山 下 守	日本電気株式会社執行役員常務
監査役（常勤）	津 田 好 美	
監査役（常勤）	祝 宏 文	
監 査 役	渡 谷 和 行	日本電気株式会社コーポレートアライアンス部 長
監 査 役	山 本 徳 男	日本電気株式会社関連企業部長

- (注) 1. 平成20年6月27日開催の第58期定時株主総会において、井田 敏氏は取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役 山下 守氏は、社外取締役であります。なお、山下 守氏は、平成21年4月1日付で当社の執行役員常務を委嘱されましたので、同日付をもって当社の社外取締役ではなくなりました。その担当は下記7. のとおりであります。
3. 監査役のうち渡谷和行、山本徳男の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 津田好美および祝 宏文の両氏は、当社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 山本徳男氏は、日本電気株式会社において長年経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当期中に退任した取締役の氏名、退任時の会社における地位、退任年月日および退任理由は次のとおりであります。

氏 名	退任時の会社における地位	退任年月日（退任理由）
加藤 修 司	代表取締役 執行役員副社長	平成20年6月27日（任期満了）
会田 宏 実	取締役 執行役員常務	平成20年6月27日（任期満了）

7. 平成21年4月1日付で担当業務を変更いたしました。変更後の担当業務は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役 執行役員専務	井 田 敏	営業本部担当および人事に関する事項
取締役 執行役員常務	山 下 守	事業支援本部担当 営業本部担当補佐
取締役 執行役員	石 川 俊 樹	執行役員社長特命事項

8. 鈴木延男氏は、平成21年4月16日付で山梨アビオニクス株式会社代表取締役社長を退任しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	8名	97百万円
監 査 役	4名	31百万円
計	12名	129百万円

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第58期定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、年額2億円以内（平成19年6月29日開催の第57期定時株主総会決議）、監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内（平成19年6月29日開催の第57期定時株主総会決議）となっております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の会社の業務執行取締役等および社外役員の兼任状況
(平成21年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 任 状 況
社外取締役	山下 守	日本電気株式会社執行役員常務
社外監査役	渡谷 和行	日本電気株式会社コーポレートアライアンス部長
社外監査役	山本 徳男	日本電気株式会社関連企業部長
		NECネクサソリューションズ株式会社社外監査役
		NECライティング株式会社社外監査役
		NECエンジニアリング株式会社社外監査役
		エルピーダメモリ株式会社社外監査役
		NEC液晶テクノロジー株式会社社外監査役

(注) 当社と日本電気株式会社との関係は、前記1.(8)① 親会社との関係に記載のとおりであります。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	山下 守	当期に開催された取締役会へは16回中12回出席し、豊富な経営等に関する経験と専門的知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。
社外監査役	渡谷 和行	当期に開催された取締役会へは16回中12回出席し、監査役会へは10回中7回に出席し、それぞれ事業執行等の状況について意見を述べ、質問しました。
社外監査役	山本 徳男	当期に開催された取締役会へは16回中14回出席し、監査役会へは10回中9回出席し、それぞれ経理・財務に係る経験と知見に基づく意見を述べ、提言等を行いました。

- ③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	3名	1百万円

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役とは、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したため、新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務執行に支障があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関し次のとおり取締役会にて決議しております。

当社は、次のとおり会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する基本方針を定める。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じることによって、内部統制システムの整備に努める。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員は、当社および当社子会社（以下A v i oグループという。）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」を率先垂範する。
- ② 取締役会は、「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」の周知徹底のための活動を経営企画本部に行わせ、監査部に各部門における実施状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案などの支援を行わせる。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの社会的責任の遂行のために執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持、改善に務める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ A v i oグループにおける法令違反または「A v i oグループ企業行動憲章」もしくは「A v i oグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先または相談窓口は、監査部とする。監査部は内部者通報制度「アビオホットライン」の周知徹底をはかり、違反事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。
- ⑥ C S R・コンプライアンス委員会は、A v i oグループのC S R・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善の推進を行う。

- ⑦ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨むものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- ① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等の保存および管理については、「文書規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ② 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録などその作成および保存に関する法令の定めがある文書等については、法令に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
- ④ 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき適切に管理する。
- ⑤ 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要なリスクについては、リスク管理の基本方針に基づき、経営戦略会議または経営会議でその対策について十分な審議を行ったうえで、必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析および対策を検討する。
- ③ 各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査は、監査部が行う。

(4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行を推進する。
- ② 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。また、取締役会付議事項については、経営戦略会議または経営会議で事前に審議を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの中期経営計画、年間および半期の予算を決定し、その進捗状況を報告させ、執行状況を監督する。
- ④ 執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。
- ⑤ 代表取締役等は、適宜、取締役会で取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
- ⑥ 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑦ 執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対して、取締役および監査役の派遣ならびに「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- ② 当社の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）の当社主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議する。
- ③ 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営戦略会議または経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
- ④ 監査部に業務の適正性に関する子会社の監査を行わせる。
- ⑤ 監査役は往査を含め、子会社の監査を行い、監査に関してA v i oグループの監査役と意見を交換し、関係をはかる。

- ⑥ 監査役は、NECグループにおける業務の適正の確保のため、NECグループ監査役との情報の交換および協議を行い、関係をはかる。
- ⑦ A v i oグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行い、財務報告の信頼性を確保する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 監査部長は、監査役に対し、内部者通報制度「アビオホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役に「A v i oグループ企業行動憲章」および「A v i oグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ③ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(8) 監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、定時および臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 監査役は、監査部および会計監査人との関係をはかり、効果的な監査業務を遂行する。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,498	流 動 負 債	12,367
現金および預金	4,590	支払手形および買掛金	3,206
受取手形および売掛金	7,457	短期借入金	6,547
たな卸資産	7,694	未払法人税等	49
繰延税金資産	389	賞与引当金	272
その他	371	製品保証引当金	237
貸倒引当金	△ 4	その他	2,055
固 定 資 産	10,536	固 定 負 債	11,518
有 形 固 定 資 産	8,000	長期借入金	6,708
建物および構築物	2,127	再評価に係る繰延税金負債	1,321
機械装置および運搬具	495	退職給付引当金	3,475
工具器具備品	506	その他	12
土地	4,847	負 債 合 計	23,885
建設仮勘定	24	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	312	株 主 資 本	5,339
投資その他の資産	2,223	資本金	5,145
投資有価証券	13	利益剰余金	205
前払年金費用	1,521	自己株式	△ 10
繰延税金資産	483	評価・換算差額等	1,809
その他	277	土地再評価差額金	1,809
貸倒引当金	△ 71	純 資 産 合 計	7,149
資 産 合 計	31,035	負 債 純 資 産 合 計	31,035

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	28,392
売 上 原 価	21,624
売 上 総 利 益	6,768
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	7,162
営 業 損 失	△ 393
営 業 外 収 益	103
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	3
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	27
そ の 他	73
営 業 外 費 用	265
支 払 利 息	188
そ の 他	76
経 常 損 失	△ 555
特 別 損 失	842
た な 卸 資 産 評 価 損	259
固 定 資 産 除 却 損	21
事 業 構 造 改 革 損 失	561
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	△1,397
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	26
法 人 税 等 調 整 額	244
当 期 純 損 失	△1,668

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成20年4月1日〕
〔至 平成21年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	5,145	2,056	△ 9	7,192
当期中の変動額				
剰余金の配当		△ 183		△ 183
当期純損失		△1,668		△1,668
自己株式の取得			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	-	△1,851	△ 0	△1,852
平成21年3月31日 残高	5,145	205	△10	5,339

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年3月31日 残高	1,809	1,809	9,002
当期中の変動額			
剰余金の配当			△ 183
当期純損失			△1,668
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			-
当期中の変動額合計	-	-	△1,852
平成21年3月31日 残高	1,809	1,809	7,149

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

山梨アビオニクス株式会社、福島アビオニクス株式会社、日本アビオニクス販売株式会社およびNEC Avio赤外線テクノロジー株式会社の子会社4社すべてが連結の範囲に含まれている。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は3月31日であり、連結決算日と一致している。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

イ たな卸資産

製品、原材料および貯蔵品……………主として総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着品……………個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）の適用に伴い、評価基準を原価法から原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更している。

これにより、当期の営業損失および経常損失は、それぞれ158百万円、税金等調整前当期純損失は417百万円増加している。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法

(追加情報)

機械装置については、従来、耐用年数を6～10年としていたが、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法改正を契機として見直しを行い、当期より5～7年に変更している。

これにより、当期の営業損失、経常損失、税金等調整前当期純損失は、それぞれ27百万円増加している。

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用している。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関す

る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

この変更による連結財務諸表に対する影響は軽微である。

③ 重要な引当金の計上基準

- ア 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。
- イ 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

(追加情報)

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従来、未払賞与を流動負債の「その他」に含めて計上していたが、業績変動に対応した賞与のより適正な表示とするため、当期より「賞与引当金」として支給見込額を計上している。

なお、前期末に流動負債の「その他」に含めていた未払賞与の金額は、984百万円である。

- ウ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。
- エ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用(当期末1,521百万円)として連結貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異(8,516百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

④ 重要なヘッジ会計の方法

ア ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。

イ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金を支払利息

ウ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。

エ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

⑤ 消費税および地方消費税の会計処理の方法……税抜方式

(4) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

製 品	633百万円
仕 掛 品	4,535百万円
原材料および貯蔵品	2,392百万円
未 着 品	132百万円
計	7,694百万円

(2) 担保に供している資産

建物および構築物	377百万円
機械装置および運搬具	71百万円
工具器具備品	10百万円
土 地	3,289百万円
計	3,749百万円

(注) 上記物件は、短期借入金1,451百万円の担保に供している。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 13,444百万円

(4) 偶 発 債 務

保 証 債 務

従業員住宅取得資金の借入金に対する保証 30百万円

- (5) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期連結貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を450百万円下回っている。

- (6) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約（当期末残高3,380百万円）およびコミットメントライン契約（契約総額1,775百万円、当期末借入未実行残高1,775百万円）には、契約期間中において純資産額、営業利益等を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

3. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改革損失は、一部事業の整理に伴うたな卸資産評価損および固定資産除却損ならびに一部事業用固定資産についての減損損失である。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	28,300,000株	—	—	28,300,000株
第1種優先株式	800,000株	—	—	800,000株
合計	29,100,000株	—	—	29,100,000株

- (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	30,015株	4,732株	—	34,747株
第1種優先株式	—	—	—	—
合計	30,015株	4,732株	—	34,747株

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

平成20年6月27日開催の第58期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	183百万円
--------	--------

内 訳

普通株式配当金	169百万円
---------	--------

第1種優先株式配当金	13百万円
------------	-------

配当原資	利益剰余金
------	-------

1株当たり配当額

普通株式	6円
------	----

第1種優先株式	17円8銭2厘
---------	---------

基準日	平成20年3月31日
-----	------------

効力発生日	平成20年6月30日
-------	------------

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	224円65銭
---------------	---------

(2) 1株当たり当期純損失	△ 59円03銭
----------------	----------

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	21,364	流 動 負 債	11,678
現金および預金	4,496	支払手形	242
受取手形	287	買掛金	2,590
売掛金	5,366	短期借入金	6,547
たな卸資産	5,097	未払金	344
前渡金	44	未払法人税等	30
前払費用	44	未払費用	133
繰延税金資産	335	前受金	1,178
関係会社短期貸付金	5,374	賞与引当金	168
未収入金	318	製品保証引当金	222
その他	3	その他	221
貸倒引当金	△ 4	固 定 負 債	10,830
固 定 資 産	8,405	長期借入金	6,708
有 形 固 定 資 産	4,573	再評価に係る繰延税金負債	1,321
建物および構築物	612	退職給付引当金	2,799
機械装置および運搬具	303	その他	1
工具器具備品	290	負 債 合 計	22,508
土地	3,342	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	24	株 主 資 本	5,450
無 形 固 定 資 産	80	資本金	5,145
ソフトウェア	73	利益剰余金	316
その他	6	利益準備金	77
投資その他の資産	3,750	その他利益剰余金	238
投資有価証券	13	繰越利益剰余金	238
関係会社株式	1,789	自 己 株 式	△ 10
前払年金費用	1,521	評価・換算差額等	1,809
繰延税金資産	283	土地再評価差額金	1,809
その他	174	純 資 産 合 計	7,260
貸倒引当金	△ 29	負 債 純 資 産 合 計	29,769
資 産 合 計	29,769		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	21,923
売 上 原 価	17,980
売 上 総 利 益	3,943
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費	4,040
営 業 損 失	△ 96
営 業 外 収 益	310
受 取 利 息 お よ び 配 当 金	253
そ の 他	57
営 業 外 費 用	256
支 払 利 息	190
そ の 他	66
経 常 損 失	△ 43
特 別 損 失	809
た な 卸 資 産 評 価 損	245
固 定 資 産 除 却 損	2
事 業 構 造 改 革 損 失	561
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 852
法 人 税 、 住 民 税 お よ び 事 業 税	19
法 人 税 等 調 整 額	219
当 期 純 損 失	△ 1,090

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成20年 4月 1日〕
〔至 平成21年 3月 31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成20年3月31日 残高	5,145	59	1,530	1,590	△ 9	6,726
当期中の変動額						
剰余金の配当			△ 183	△ 183		△ 183
利益準備金の積立		18	△ 18	—		—
当期純損失			△1,090	△1,090		△1,090
自己株式の取得					△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	18	△1,292	△1,274	△ 0	△1,275
平成21年3月31日 残高	5,145	77	238	316	△10	5,450

	評価・換算差額等		純資産合計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高	1,809	1,809	8,535
当期中の変動額			
剰余金の配当			△ 183
利益準備金の積立			—
当期純損失			△1,090
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			—
当期中の変動額合計	—	—	△1,275
平成21年3月31日 残高	1,809	1,809	7,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料および貯蔵品……………総平均法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品および未着品……………個別法による原価法

(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(会計方針の変更)

当期より、「棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）の適用に伴い、評価基準を原価法から原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更している。

これにより、当期の営業損失および経常損失は、それぞれ74百万円、税引前当期純損失は319百万円増加している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

(追加情報)

機械装置については、従来、耐用年数を6～10年としていたが、減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法改正を契機として見直しを行い、当期より6～7年に変更している。

これにより、当期の営業損失、経常損失、税引前当期純損失は、それぞれ25百万円増加している。

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法を採用している。

(会計方針の変更)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっている。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。この変更による財務諸表に対する影響はない。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

(追加情報)

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従来、未払賞与を「未払費用」に含めて計上していたが、業績変動に対応した賞与のより適正な表示とするため、当期より「賞与引当金」として支給見込額を計上している。

なお、前期末に「未払費用」に含めていた未払賞与の金額は、638百万円である。

製品保証引当金	製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から年金資産ならびに会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を加減した額を計上している。確定給付企業年金制度および適格退職年金制度については年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務に当該企業年金制度に係る会計基準変更時差異未処理額、未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、前払年金費用（当期末1,521百万円）として貸借対照表に計上している。また、会計基準変更時差異（8,232百万円）については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理を除き、平成12年4月1日から15年による按分額を費用処理している。過去勤務債務はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額を費用処理している。数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間で按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

- (4) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっている。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合は特例処理を採用している。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金の支払利息
 - ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、金利の変動によるリスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っている。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象は重要な条件が同一であるため、高い有効性を有している。
ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。
- (5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法……税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

製 品	365百万円
仕 掛 品	3,601百万円
原材料および貯蔵品	997百万円
未 着 品	132百万円
計	5,097百万円

(2) 担保に供している資産

建物および構築物	377百万円
機械装置および運搬具	71百万円
工具器具備品	10百万円
土 地	3,289百万円
計	3,749百万円

(注) 上記物件は、短期借入金1,451百万円の担保に供している。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 5,749百万円

(4) 偶 発 債 務

保 証 債 務

従業員の住宅取得資金の借入金に対する保証 30百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

- ① 短期金銭債権 7,721百万円
- ② 長期金銭債権 34百万円
- ③ 短期金銭債務 1,037百万円
- ④ 長期金銭債務 1百万円

(6) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当期貸借対照表記載の土地の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当期末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を450百万円下回っている。

(7) 財務上の特約

借入金のうち、シンジケート・ローン契約（当期末残高3,380百万円）およびコミットメントライン契約（契約総額1,775百万円、当期末借入未実行残高1,775百万円）には、契約期間中において純資産額、営業利益等を一定の水準に維持する等の財務上の特約が定められている。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 事業構造改革損失は、一部事業の整理に伴うたな卸資産評価損および固定資産除却損ならびに一部事業用固定資産についての減損損失である。

(2) 関係会社との取引高

① 売上高	8,094百万円
② 仕入高	5,097百万円
③ 営業取引以外の取引高	2,018百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普 通 株 式	30,015株	4,732株	—	34,747株
第1種優先株式	—	—	—	—
合 計	30,015株	4,732株	—	34,747株

(注) 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分である。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用の否認、繰越欠損金等であり、回収可能性がないと判断された金額（評価性引当額）を控除した額を繰延税金資産として貸借対照表に計上している。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なもの、事務機器の一部である。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本電気(株)	東京都 港区	百万円 337,939	コンピュータ、通信機器、ソフトウェア等の製造および販売ならびに関連サービスの提供を含むIT・ネットワークソリューション事業	% 直接 50.23 間接 —	当社の一部製品の販売	情報システム製品等の販売	百万円 7,564	売掛金	百万円 1,910

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社見積価格を提示し、その都度交渉の上、決定している。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	山梨アビオニクス(株)	山梨県 南アルプス市	百万円 450	プリント配線板の製造	% 100	当社が使用する一部部品の購入等 役員の兼任	部品の購入等 受取配当金	百万円 3,406 35	買掛金 —	百万円 344 —
子会社	福島アビオニクス(株)	福島県 郡山市	百万円 450	ハイブリッドICおよび電子装置製品等の製造	% 100	当社が使用する一部部品の購入等 役員の兼任	部品の購入等	百万円 1,596	買掛金	百万円 392
子会社	日本アビオニクス販売(株)	東京都 品川区	百万円 70	電子装置製品の販売	% 100	当社の一部製品の販売等 役員の兼任	電子装置製品の販売	百万円 528	売掛金	百万円 245
子会社	NEC Avio 赤外線テクノロジー(株)	東京都 品川区	百万円 342	赤外線機器、工業計測機器の製造、販売	% 100	役員の兼任	受取配当金 赤外線事業の吸収分割	百万円 132 598	— —	百万円 — —

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

部品の購入等については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定している。

当社製品の販売については、市場価格等を参考に決定している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	228円58銭
1株当たり当期純損失	△38円59銭

9. 企業結合・事業分離に関する注記

当社は平成20年1月31日開催の取締役会決議により、当社の赤外線事業を分割し、連結子会社の「NEC三栄株式会社」に承継させる吸収分割契約を締結し、これに基づき、平成20年4月1日付で商号を変更した「NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社」に赤外線事業を承継している。

本分割の目的は、赤外線カメラのみならず、赤外線モジュールからソリューションまでの顧客ニーズに幅広く対応することで、グローバルレベルでのシェア拡大を目指すために、グループ内の経営資源を統合する事業再編を行ったものである。

会計処理については、「企業結合に係る会計基準」（平成15年10月31日企業会計審議会）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（最終改正平成19年11月15日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しており、当社の当該事業に関する流動資産523百万円、固定資産74百万円とともに、流動負債508百万円を分割し、承継会社からは対価として承継会社の普通株式17万株（評価額89百万円）を取得している。

なお、本分割によるのれんは発生していない。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

日本アビオニクス株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 薄 井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アビオニクス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月11日

日本アビオニクス株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柚 正 壽 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薄 井 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アビオニクス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

当監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、執行役員及び監査部その他の使用人、親会社グループの監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集並びに監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、内部統制委員会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社のほか主要な事業所において業務及び財産の状況を監査部と連携して調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき現に整備されている体制（内部統制システム）の整備内容、運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、その取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、職務の遂行状況を聴取するとともに、定期的に事業の報告を受け、必要に応じて子会社へ赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人からは会社計算規則131条に定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って、適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、内容を確認いたしました。

これらの方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

なお、取締役の競業取引、利益相反取引等に関して、各取締役に報告を求め、確認いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、「財務報告に係る内部統制」については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び監査人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の新日本有限責任監査法人による監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の新日本有限責任監査法人による監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成21年 5月11日

日本アビオニクス株式会社 監査役会

常勤監査役	津	田	好	美	㊟
常勤監査役	祝		宏	文	㊟
社外監査役	渡	谷	和	行	㊟
社外監査役	山	本	徳	男	㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行されました。

これに伴い、当社定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

下線部分変更箇所

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。 <u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 第8条 本会社の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2) 本会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 本会社の普通株式および第1種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 省略</p> <p>3) 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>①会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2) 現行どおり</p> <p>3) 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式配当金) 第11条の2</p> <p>本公司は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下第1種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下第1種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2) 省略 3) 省略</p>	<p>(優先株式配当金) 第10条の2</p> <p>本公司は、第32条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載された第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下第1種優先登録株式質権者という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載された普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下第1種優先株式配当金という。）を金銭により配当する。ただし、第31条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。</p> <p>2) 現行どおり 3) 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先株式中間配当金) 第11条の3</p> <p>本公司は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下第1種優先株式中間配当金という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第11条の10 省略</p> <p>(優先配当金の除斥期間) 第11条の11</p> <p>第34条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第12条～第17条 省略</p> <p>(種類株主総会) 第17条の2</p> <p>第14条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第18条～第32条 省略</p>	<p>(優先株式中間配当金) 第10条の3</p> <p>本公司は、第32条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭（以下第1種優先株式中間配当金という。）を支払う。</p> <p>第10条の4～第10条の10 現行どおり</p> <p>(優先配当金の除斥期間) 第10条の11</p> <p>第33条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第11条～第16条 現行どおり</p> <p>(種類株主総会) 第16条の2</p> <p>第13条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第17条～第31条 現行どおり</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第34条 省略 (新 設)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第33条 現行どおり 附則</p> <p>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 本附則は、平成22年1月6日をもって削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役全員（6名）の任期が満了いたしますので、経営体制の強化のための増員1名を含めてあらためて取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 普通株式数
1	鈴木 俊一 (昭和20年2月20日生)	昭和42年4月 日本電気㈱入社 平成8年2月 同社関連部長 平成10年6月 当社監査役 平成12年4月 日本電気㈱執行役員 平成14年6月 当社取締役常務 平成16年6月 当社監査役退任 平成17年4月 日本電気㈱取締役執行役員専務 平成19年6月 当社代表取締役執行役員社長（現任）	20,000株
2	井田 敏 (昭和21年12月5日生)	昭和45年5月 通商産業省（現 経済産業省）入省 平成元年9月 同省生活産業局紙業印刷業課長 平成8年6月 同省九州通商産業局長 平成9年7月 全国商工会連合会専務理事 平成16年7月 日本電気㈱執行役員常務 平成20年6月 当社取締役執行役員専務（現任）	17,000株
3	山下 守 (昭和23年2月14日生)	昭和48年4月 日本電気㈱入社 平成元年7月 同社防衛システム本部第一システム技術部長 平成12年6月 同社NECソリューションズ第一ソリューション営業事業本部第三官庁ソリューション事業部長 平成16年4月 同社<社会インフラソリューションビジネスユニット>航空宇宙・防衛事業本部長 平成17年4月 同社執行役員 平成19年6月 当社取締役（現任） 平成20年4月 日本電気㈱執行役員常務 平成21年4月 当社執行役員常務（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 普通株式数
4	根来周三 (昭和23年5月2日生)	昭和49年4月 日本電気㈱入社 平成10年12月 同社無線事業本部電波応用事業部長代理 平成15年4月 同社<社会インフラ事業ライン>航空宇宙・防衛事業本部電波応用事業部長 平成16年4月 同社<社会インフラソリューションビジネスユニット>航空宇宙・防衛事業本部副事業本部長 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社執行役員常務(現任)	22,000株
5	鈴木延男 (昭和23年11月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年10月 当社電子機器事業部第一技術部長 平成13年10月 当社電子機器事業部長代理 平成14年6月 当社製造装置事業部長 平成18年4月 当社支配人 平成19年4月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役執行役員常務(現任)	30,000株
6	川島雅幸 (昭和26年8月22日生)	昭和56年6月 当社入社 平成9年4月 当社第二営業本部第二営業部長 平成14年6月 当社製造装置営業本部A&T営業部長 平成16年6月 当社製造装置営業本部長 平成18年8月 当社第一営業本部長 平成19年6月 当社執行役員(現任)	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 普通株式数
7	西村 知典 (昭和29年11月5日生)	昭和54年4月 日本電気㈱入社 平成15年4月 同社<社会インフラ事業ライン> 航空宇宙・防衛事業本部誘導光電 事業部長代理 平成16年6月 同社<社会インフラソリューション ビジネスユニット>航空宇宙・ 防衛事業本部誘導光電事業部長 平成19年4月 同社<社会インフラソリューション ビジネスユニット>航空宇宙・ 防衛事業本部副事業本部長 平成20年4月 同社執行役員兼<社会インフラソ リューションビジネスユニット> 航空宇宙・防衛事業本部事業本部長 (現任)	—

- (注) 1. 西村知典氏は、社外取締役候補者であります。
2. 西村知典氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の執行役員であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
西村知典氏は、当社のコア事業である情報システム製品および電子装置製品に関し豊富な経験と幅広い知識を有しており、その経験と知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外取締役の期待される職務を十分発揮できるように、西村知典氏が当社の社外取締役に選任された場合には会社法第423条第1項に定める賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結する予定であります。当該契約を締結した場合その賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額となります。
5. 取締役候補者 鈴木俊一、井田 敏、山下 守、根来周三、鈴木延男の各氏の当社における担当ならびに他の法人等の代表状況等については、「事業報告 3. 会社役員に関する事項」9頁から10頁に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名および補欠監査役1名選任の件

本総会の終結のときをもって、祝 宏文、渡谷和行の両氏が辞任いたしますので、その補充選任として監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 普通株式数
1	石川 俊 樹 (昭和27年5月24日生)	昭和51年4月 日本電気㈱入社 平成12年7月 同社<コーポレート>政策調査部 統括マネージャー 平成16年4月 当社経営企画本部長付担当部長 平成16年6月 当社経営企画本部企画部長 平成18年4月 当社支配人 平成19年4月 当社執行役員(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)	5,000株
2	山本 琢 (昭和29年1月24日生)	昭和53年4月 日本電気㈱入社 平成10年7月 同社無線事業本部電波応用事業部 事業計画室長 平成16年7月 同社<社会インフラソリューション ビジネスユニット>航空宇宙・ 防衛事業本部航空宇宙・防衛事業 企画部長代理 平成18年7月 同社<社会インフラソリューション ビジネスユニット>航空宇宙・ 防衛事業本部航空宇宙・防衛事業 企画部長(現任)	—

(注) 1. 山本 琢氏は、社外監査役候補者であります。

2. 山本 琢氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の<社会インフラソリューションビジネスユニット>航空宇宙・防衛事業本部航空宇宙・防衛事業企画部長であります。

3. 社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。

山本 琢氏は、日本電気株式会社において当社のコア事業である情報システム事業に対する豊富な経験と知識を有しており、その経験等が当社の監査体制に有益であると判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4. 当社は、社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるよう、山本 琢氏が当社の社外監査役に選任された場合には会社法第423条第1項に定める賠償責任の限定契約を同法第427条第1項の規定に基づき締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

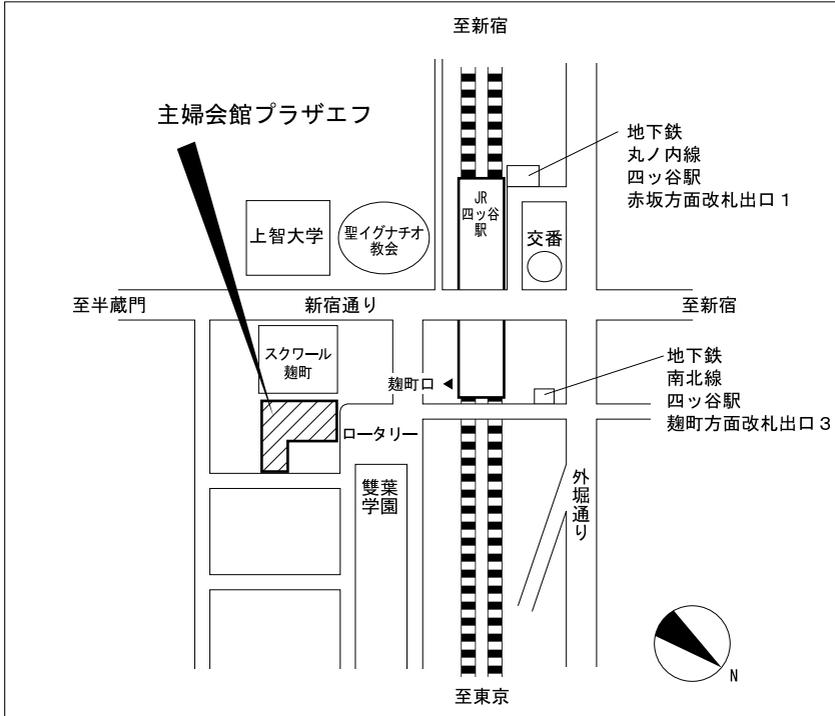
候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および他の法人等の代表状況	所有する 当社の 普通株式数
3	音田 亘 (昭和33年12月4日生)	昭和57年4月 日本電気㈱入社 平成16年4月 同社<モバイルビジネスユニット >モバイル企画本部経理部グループ マネージャー 平成18年4月 同社<キャリアネットワークビジ ネスユニット>キャリアネット ワーク企画本部経理部グループマ ネージャー 平成20年7月 同社<社会インフラソリューシ ョンビジネスユニット>社会インフ ラソリューション企画本部経理部 長(現任)	—

- (注) 1. 音田 亘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 音田 亘氏は、当社の親会社である日本電気株式会社<社会インフラソリューションビジネスユニット>社会インフラソリューション企画本部経理部長であります。
3. 補欠の社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
- 音田 亘氏は、日本電気株式会社における長年の経理経験から豊富な財務および会計に関する知識を有しており、当社の監査体制に有用であると判断したことから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、社外監査役がその期待される職務を十分発揮できるよう、音田 亘氏が当社の社外監査役に就任された場合には会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める金額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ



- J R (中央線) : 四ッ谷駅 (麹町口) から徒歩 1 分
- 地下鉄 (丸ノ内線) : 四ッ谷駅 (赤坂方面改札出口 1) から徒歩 3 分
- 地下鉄 (南北線) : 四ッ谷駅 (麹町方面改札出口 3) から徒歩 2 分